

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9－2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は<u>内閣総理大臣</u>の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁こども成育局長</u>に委任されているので、留意する。</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は<u>こども家庭庁こども成育局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であって、農林水産省畜産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9－2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第33条第2項第1号の規定により、軽減税率等適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は<u>厚生労働大臣</u>の証明書については、その証明権限が、それぞれ文部科学省初等中等教育局長又は<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>に委任されているので、留意する。</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は<u>厚生労働省子ども家庭局長</u>が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であって、農林水産省畜産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p>